

# 山口県本人確認情報保護審議会 資料

—平成14年8月—

## 【資料目次】

資料番号	頁
1 住民基本台帳ネットワークシステム構築に関するこれまでの取り組み	1
2 住民基本台帳ネットワークシステムにおけるセキュリティ確保対策	2
3 山口県におけるセキュリティ確保対策	
○本県におけるネットワークの構成	4
○「山口県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱」の策定	5
○「住民基本台帳ネットワークシステム・山口県ネットワーク 緊急時対応計画」の策定	7
4 市町村における住民基本台帳ネットワークシステムの施行状況	
○セキュリティ関連規程の整備状況	8
○住民票コードの通知状況	
○住民基本台帳ネットワークシステムに関する住民からの問い合わせ等の 状況	9
5 住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の行政機関等へ の提供	10

## 住民基本台帳ネットワークシステムに関するこれまでの取り組み

	山口県	県内市町村
平成11年度 8月 2月	<b>改正住民基本台帳法公布(8月11日)</b> 本県の本人確認情報処理事務を指定情報処理機関((財)地方自治情報センター)に委任	
平成12年度	<b>システム整備のための仕様検討</b> ・県サーバ、県ネットワークの構成検討	コミュニケーションサーバ(CS)の仕様及び既存住基システム改修仕様の検討
平成13年度	<b>システムの整備</b> ・県サーバ、通信機器の調達、設置	・CSの調達、設置及び既存住基システムの改修
平成14年度 5月 7月 8月	データ整備(～7月19日まで) 仮運用(7月22日～8月2日) <b>住基ネットの一次稼働(8月5日)</b>	
	・本人確認情報保護審議会の設置 ・住民基本台帳法施行細則の制定 ・住基ネット運用管理要綱の制定 ・緊急時対応計画の策定 本人確認情報の整合性の確認作業(8月5日～9月中旬)	→住民票コードの通知開始
9月	行政機関における本人確認情報の利用、提供を開始	
平成15年度 8月	<b>住基ネットの二次稼働</b>	・住民票の写しの広域交付 ・転入転出の特例 ・住民基本台帳カードの交付

## 資料2

### 住民基本台帳ネットワークシステムにおけるセキュリティ確保対策

#### 1 制度(法令)面における対策

対 策	住基法の関係規定
保有する本人確認情報が、①氏名、②生年月日、③性別、④住所、⑤住民票コード、⑥これらの変更情報、に限定されていること	第30条の5第1項 第30条の11第1項
本人確認情報の提供を受ける行政機関や利用事務が具体的に規定されていること	第30条の7第3項 ～第6項 第30条の8 別表第1～第5
また、提供を受けた行政機関においては、本人確認情報の目的外利用が禁止されていること	第30条の30 第30条の34
民間部門の住民票コードの利用が禁止されていること ・契約条件としての告知要求禁止 ・住民票コードの記録されたデータベースの構築禁止	第30条の43 第44条
行政機関等に本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止等、適切な管理のための措置を義務づけていること	第30条の29 第30条の33
関係職員等に本人確認情報等に関する秘密保持を義務づけていること また、秘密保持義務違反については、罰則が加重されていること	第30条の17 第30条の31 第30条の35 第42条
指定情報処理機関による行政機関への本人確認情報の提供状況の公表	第30条の11第6項
自己の本人確認情報についての開示請求、訂正の申し出	第30条の37 第30条の40

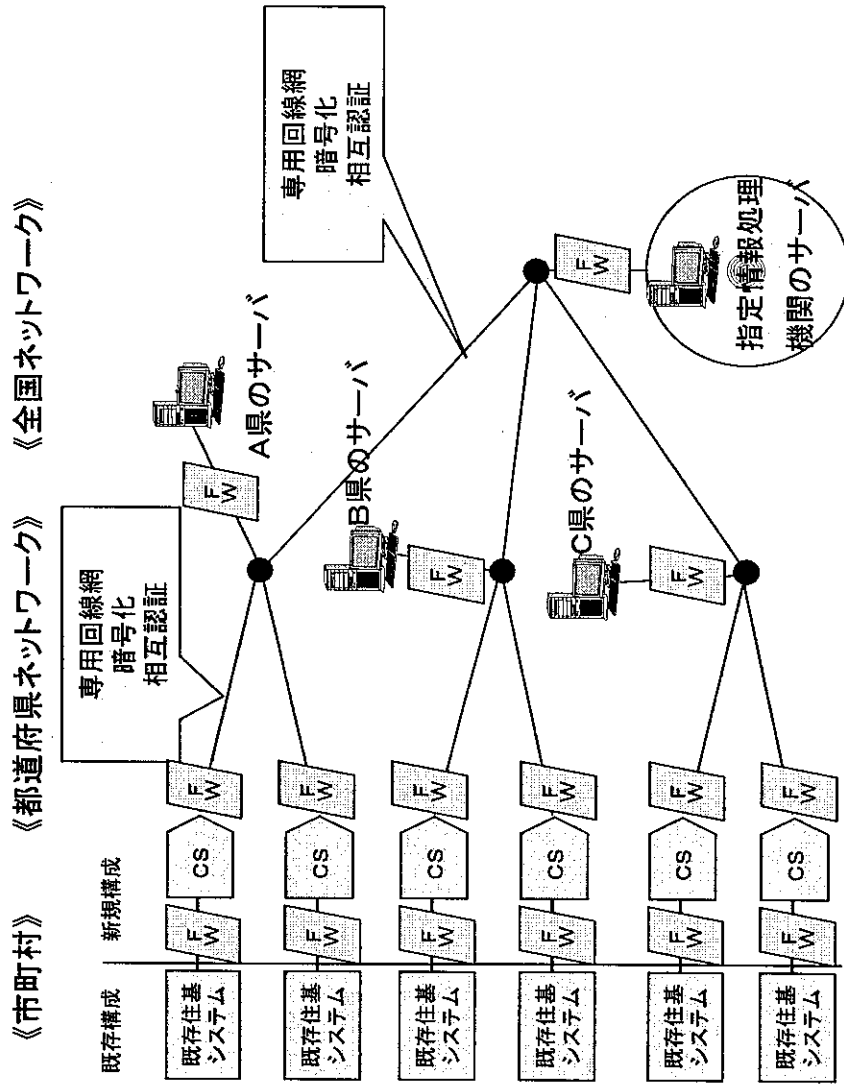
#### 2 技術面における対策

- 外部ネットワークからの不正侵入、情報の漏えい防止  
(別紙「住民基本台帳ネットワークシステムの構成」)
  - ・専用回線によるネットワークの構築
  - ・通信データの暗号化
  - ・ネットワークへの不正アクセスを防止するためのファイアウォール (FW) の設置
  - ・通信相手となるコンピュータとの相互認証
- システム操作者の目的外利用の防止
  - ・操作者用 ICカードやパスワードによる操作者の正当性の確認
  - ・ネットワークに記録されているデータへの接続制限
  - ・通信状況の履歴管理及び操作者の履歴管理
  - ・使用記録 (ログ) の取得及び定期的な監査

#### 3 運用面における対策

- 指定情報処理機関における本人確認情報保護委員会の設置、都道府県における本人確認情報保護審議会の設置
- ネットワーク運用管理規程、緊急時対応計画の策定

# 住民基本台帳ネットワークシステムの構成



※CS(コミュニケーションサーバ):各市町村に既に設置されている住民基本台帳事務のためのコンピュータと住民基本台帳ネットワークシステムとの橋渡しをするために新たに設置するコンピュータ

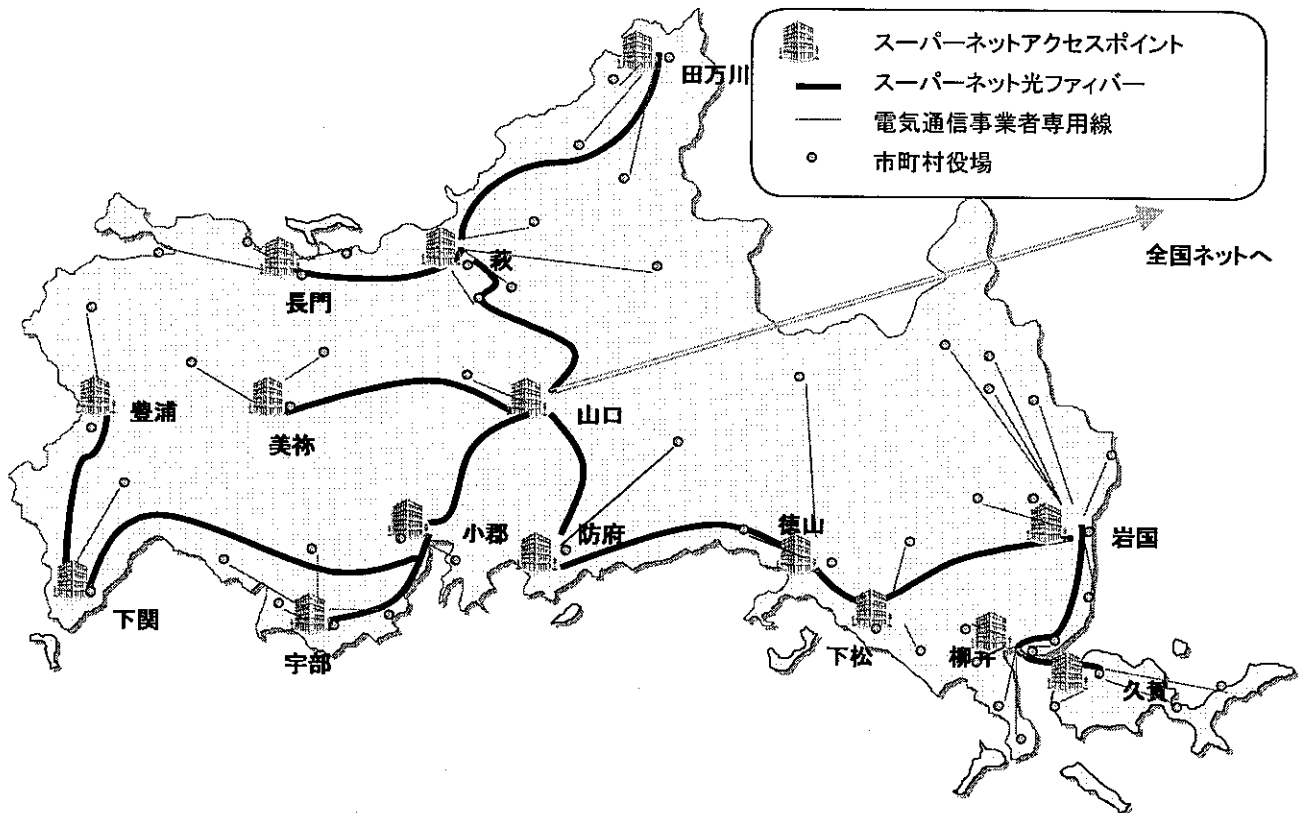
※FW(ファイアウォール):不正侵入を防止するコンピュータ

### 資料3

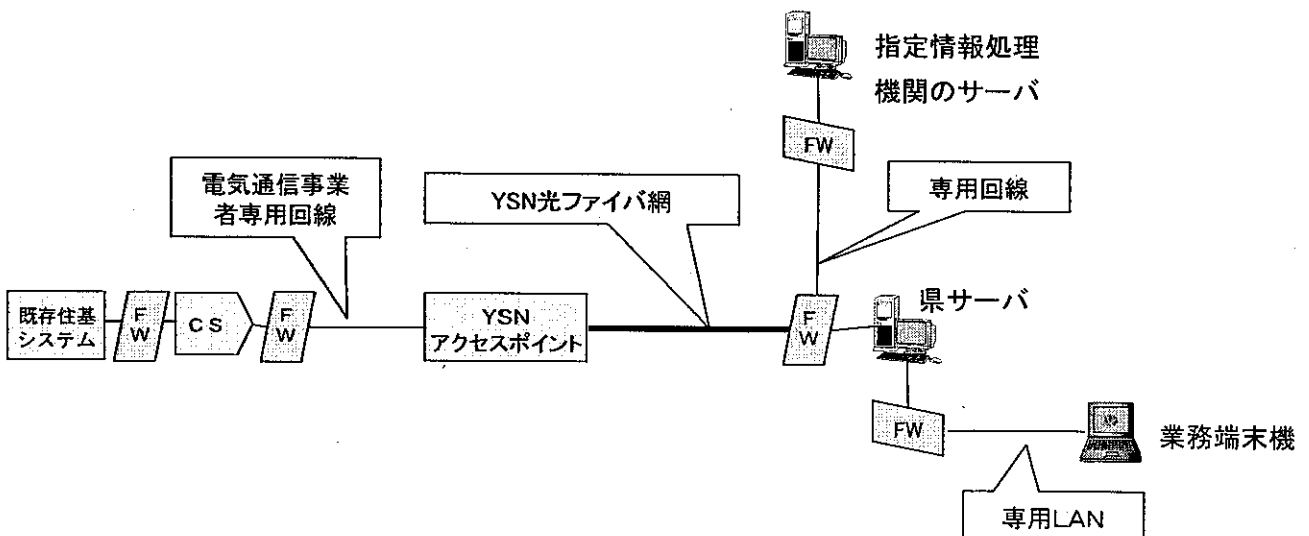
## 山口県におけるセキュリティ確保対策

### 1 本県におけるネットワークの構成

本県ネットワークは、県サーバと各アクセスポイント間については「やまぐち情報スーパーネットワーク」により整備された光ファイバ（他から独立した専用の心線）を使用し、各アクセスポイントから市町村コミュニケーションサーバ間については電気通信事業者の専用回線を使用して構築しており、別個の独立したネットワークとなっている。



専用回線により相互に接続されるCS及び各サーバの手前には、さらにファイアウォール（FW）を設置し、不正侵入を防止するための措置を講じている。



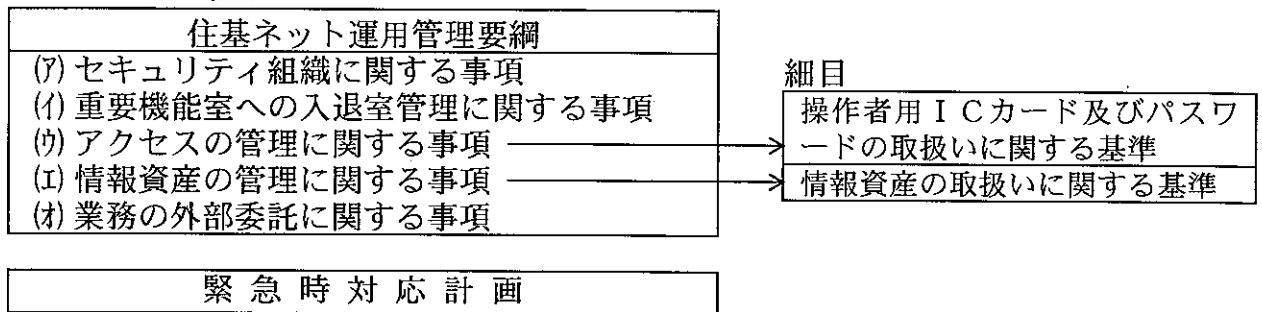
○ 「山口県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱」の策定

(1) 趣旨等

住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び管理について必要な事項を定めるもの

平成14年8月2日制定、平成14年8月5日施行

(2) 全体の構成



(3) 規定内容

ア セキュリティ組織に関する事項

① セキュリティ関係の職の設置

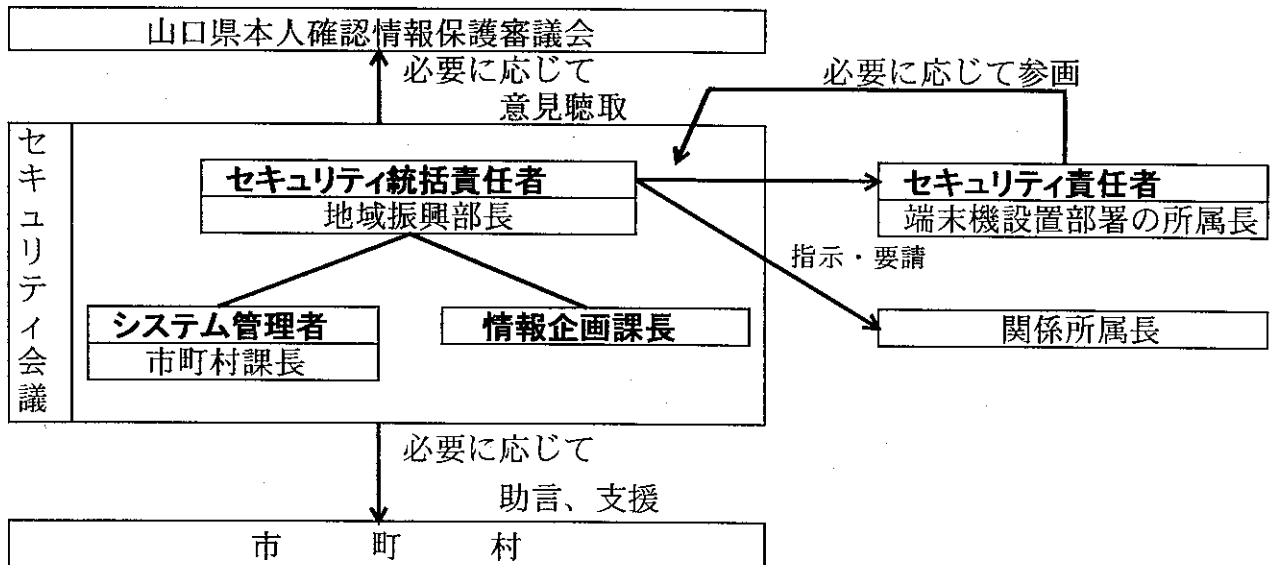
- ・セキュリティ統括責任者（地域振興部長）
- ・システム管理者（市町村課長）
- ・セキュリティ責任者（本人確認情報を所管事務に利用する部署の所属長）

② セキュリティ会議の設置

（審議事項）

- ・セキュリティ対策の決定及び見直し
- ・セキュリティ対策の遵守状況の確認
- ・セキュリティ監査の実施
- ・研修の実施

【体系図】



#### イ 重要機能室への入退室管理に関する事項

- ① 県サーバ設置室及びバックアップテープ等の保管室の入退室については、当該施設を管理する課長が事前に承認した者についてのみ可能とする。
- ② ①に掲げる課長は、入退室の管理について必要な措置（入退室カードの交付及び交付管理簿、入退室管理簿の整備等）を講じるものとする。

#### ウ アクセスの管理に関する事項（詳細は「基準」に委任）

- ① システム管理者（市町村課長）は、機器を操作するために必要な操作者用 ICカードを貸与する職員を定め、ICカードの管理簿を作成する。
- ② システム管理者は、サーバ及び端末機の操作履歴を保存し、定期的に解析することにより、システムの適正な利用を確保する。

（基準で定める事項）

- ・操作者用 ICカードの取扱いについて
- ・パスワードの取扱いについて

#### エ 情報資産の管理に関する事項（詳細は「基準」に委任）

本人確認情報そのもの及び各種通信装置等の取扱いについて別に定めることとする。

（基準で定める事項）

- ・本人確認情報を取り扱うことができる職員
- ・守秘義務の対象となる事項
- ・本人確認情報を取り扱うに当たっての留意事項（出力帳票の取扱いを含む）
- ・プログラム等（バックアップテープの取扱いを含む）の取扱い
- ・業務端末システムの運用に関する留意事項

#### オ 業務の外部委託に関する事項

- ① システム管理者は、本人確認情報の電算処理業務を外部に委託しようとする場合は、セキュリティ会議の意見を受けた上で、セキュリティ統括責任者（地域振興部長）の承認を受けなければならないこと
- ② 外部委託に係る契約書において、情報保護に関する事項を明記しなければならないこと。
- ③ システム管理者は、定期的に受託者の事務処理状況を調査すること。

## ○ 「住民基本台帳ネットワークシステム・山口県ネットワーク緊急時対応計画」の策定

### (1) 趣旨等

住基ネットを構成する電子計算機等の障害によりサービスが停止した場合、不法行為により本人確認情報に脅威を及ぼすおそれがある場合に、被害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するための緊急時の計画を定めるもの

平成14年8月2日制定、平成14年8月5日施行

### (2) 概要

#### ア 「緊急時」として対応する事象

障 害	住民基本台帳ネットワークシステムを構成する電気通信関係装置等が正常に機能しなくなること
不正行為	住民基本台帳ネットワークシステムの目的外使用及びその運用を阻害する行為等、本人確認情報に脅威を及ぼす恐れがある場合

#### イ 障害の事例とその対応例

障害発生箇所	具 体 的 な 事 例	対 応
県サーバ	サーバのコンソールに異常を示すメッセージが表示されたとき	運用保守事業者の原因の調査及び復旧対応を依頼
通信機器	監視装置に障害検知の表示がされたとき	運用保守事業者の原因の調査及び復旧対応を依頼
通信回線	監視装置に障害検知の表示がされたとき	電気通信事業者、運用保守事業者の原因の調査及び復旧対応を依頼

#### ウ 不正行為の脅威度とその事例及び対応

脅威度(事象)	具 体 的 な 事 例	対 応
レベル1 (本人確認情報に脅威を及ぼすおそれのない事象)	・住基ネットに直接関係のない備品のある場所への無権限者の侵入	・庁舎管理部門へ通報 ・事後措置の要請 ・必要により統括責任者へ通報
レベル2 (本人確認情報に脅威を及ぼすおそれの低い事象) -+	・住基ネットに関係があるが、本人確認情報が記録されていない磁気ディスク、本人確認情報の保護とは関係がないソフトウェア、ドキュメント等のある場所への無権限者の侵入 ・ファイアウォールを通過しなかった不正アクセス・ウイルス対策ソフトによる、コンピュータウイルス等の検出	・庁舎管理部門へ通報 ・事後措置を要請 ・統括責任者、全国センターへ通報 ・システム管理者への情報の集約、運用監視の強化 ・原因解明、対応策の実施
レベル3 (本人確認情報に脅威を及ぼすおそれの高い事象)	・本人確認情報が記録されている磁気ディスク、本人確認情報を保護するうえで重要なソフトウェア、ドキュメント等のある場所への無権限者の侵入 ・ファイアウォールを通過した不正アクセス ・業務端末システム等の不審な操作の検出 ・コンピュータウイルス等の侵入によるシステムの異常動作 ・本人確認情報保護に関する重大な脆弱性の発見	レベル2の対応に加え、次の措置を講じる。 ・セキュリティ会議の招集 ・システムの停止 ・住民への対応・広報等



## 資料4

### 市町村における住民基本台帳ネットワークシステムの施行状況（8月27日現在）

#### ○ セキュリティ関連規程の整備状況

##### (1) 運用管理規程の整備状況

区分	団体数	備考
制定済	49	
制定予定	7	7町村

##### (2) 緊急時対応計画の策定状況

区分	団体数	備考
策定済	46	
策定予定	10	10町村

#### ○ 住民票コードの通知状況

##### (1) 通知方法

区分	団体数
個人ごと	3
世帯ごと	53

区分	団体数
封書	43
シーラー葉書	13

区分	団体数
普通郵便	39
配達記録郵便	15
その他	2

##### (2) 通知時期

区分	団体数
8月第2週	39
第3週	13
第4週	2
第5週	2

## (3) 住民票コード通知票の受取拒否等の状況

区 分	団体数	件数 (合計)
受取拒否による返戻	35	199
住民票コード変更申請件数	36	335

## ○ 住民基本台帳ネットワークシステムに関する住民からの問い合わせ等の状況

問い合わせ等の内容	対 応
(1) 住基ネット制度全般に関わる事項 ・住基ネットのメリットは何か  ・住民票の写しがどこでも取れるようになったのか、ICカードはまだ発行してもらえないのか ・セキュリティ対策はどのようになっているのか  ・住基ネットの参加については、住民の選択制によるべきではないか、住民アンケートを行うべきではなかったか	・行政手続において住民票の写しが不要になるなど便利になること、現在はそのための基盤づくりの段階であることを説明 ・平成15年8月から可能になる予定であることを説明 ・制度、技術、運用面で講じられている対策を説明、また、万一の場合は、必要な措置をとることを説明 ・住基ネットについては法で定め、実施されるものであり、また、法律上、選択制とすることはできないことを説明
(2) 住民票コードの受取拒否等 ・情報の管理、その漏えいなどで不安がある。住基ネットには反対なので受取れない ・自分の情報は住基ネットから削除して欲しい	・住基ネットの趣旨やメリットを説明  ・住基法で規定されていることであり、個人の意志により削除ができないことを説明
(3) 住民票コードの取扱いについて ・住民票コードはどのように使うのか ・これからは住民票の写しを請求する際には住民票コードが必要となるのか  ・住民票コードが家族で連番でないのはなぜか ・住民票コードの変更を希望する	・住民票コードがないと困るようなことは当面ないが、将来的に行政手続において住民票コードが必要になることも考えられることから大切に保管していただきたいこと、また、住民票コードを申請書に記載しなくても、住民票の写しの請求ができることを説明 ・無作為に設定されたものであることを説明 ・コードについては希望する番号とはできないこと、理由の如何を問わず変更が可能であることを説明
(4) 住民票コードの通知方法等について ・報道されていた方法で住民票コードを強い光にかざすと通知票の内容が透けて見える  ・住民票コード通知票が届かない	・通常の方法では特に透けて見えることがないことを確認後、発送していること、不安があれば、コードの変更が可能であることを説明 ・住民票の住所と実際の住所が異なっていたために届かなかったことが判明したため、転居・転出の届出を行うよう説明

資料5

住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の行政機関等への提供

○ 国の行政機関等

事務の内容	年間提供件数	提供開始時期 (予定)
共済年金の支給に関する事務 (地方公務員共済)	1500万件	平成14年9月
戦傷病者戦没者遺族年金の支給に関する事務	16万件	
無線局の免許に関する事務	数百件	平成14年12月
公務災害等の補償等の実施に関する事務	数千件	
恩給の支給に関する事務	600万件	平成15年4月
共済年金の支給に関する事務 (国家公務員共済)	650万件	
共済年金の支給に関する事務 (私立学校共済)	140万件	
その他 ・建設業法による技術検定の実施に関する事務 ・建設業法による監理技術者資格証の交付に関する事務 等	10~20万件 20万件	所管省庁との協議、関係法令等の整備が整い次第、順次実施

○ 山口県

事務の内容	年間利用件数	利用開始時期 (予定)
宅地建物取引主任者資格の登録等に関する事務	500件	平成14年10月
旅券法に関する事務	200件	
浄化槽工事業の登録に関する事務	数十件	
建設業の許可に関する事務	数件	
職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、技能検定等に関する事務	数件	
旅行業法の規定により県知事に委任された事務	数件	
通訳案内業の免許に関する事務	数件	
恩給の支給に関する事務	1300件	所管省庁における関係法令等の整備等が整い次第、順次実施
児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給に関する事務	3700件	
特別障害者手当、障害児福祉手当の支給に関する事務	数十件	
建築士免許の登録に関する事務	150件	